

神戸市要介護高齢者等訪問理美容サービス事業実施要綱

平成 12 年 3 月 31 日市長決定

平成 18 年 12 月 20 日市長決定

平成 25 年 12 月 18 日市長決定

平成 28 年 3 月 31 日市長決定

(目的)

第 1 条 この事業は、介護を要する高齢者等に対し、訪問理美容サービスを行うことにより、当該高齢者等の健康で安らかな生活を支援し、もって保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業主体)

第 2 条 事業の実施主体は神戸市理容組合連合会（以下「事業主体」という。）とする。ただし、環境衛生面での判断が必要な訪問理美容サービス事業者（以下「事業者」という。）の登録認定や、個人情報の取り扱いに係る訪問理美容サービス利用券（以下「利用券」という。）の申請受理・利用券発行に係る事務は神戸市で行うものとする。

(対象者)

第 3 条 利用対象者は、老衰、身体の障害等の理由により理容所や美容所に出向くことが困難な高齢者等で、次の要件を満たす者とする。

(1) 市内に住所を有する 65 歳以上の高齢者で、介護保険法第 27 条第 5 項前段(準用される場合を含む。)の規定により通知された審査及び判定の結果において要介護状態区分が要介護 4 又は要介護 5 に該当するとされた者。

(2) 市内に住所を有する 65 歳未満の身体障害者手帳所持者で、等級が 1 級又は 2 級に該当する者。

(実施方法等)

第 4 条 訪問理美容サービスは、登録認定を受けた事業者が利用対象者の居宅を訪問し、理美容サービスを提供するものとする。

2 利用対象者は、事業者を利用一回につき利用券を一枚提出して前項の訪問理美容サービスを利用することができる。

3 利用対象者が訪問理美容サービスを利用することができる回数は、一年度につき別表 1 に定めるとおりとする。

(利用料)

第 5 条 利用対象者は、訪問理美容サービスにかかる経費の一部として、利用一回につき別表 2 に定める利用料を負担するものとする。

2 利用対象者は、訪問理美容サービスを利用した際に、事業者に対し、利用券を手渡すとともに利用料を支払わなければならない。

(申請)

第 6 条 訪問理美容サービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）で、第 3 条第 1 号に該当する者は、年度毎に、神戸市訪問理美容サービス利用申請書（以下「申請書」という。）に「介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書」の写しを添えて市長に申請するものとする。

2 申請者で、第 3 条第 2 号に該当する者は、年度毎に申請書を市長に申請するものとする。

(利用の決定)

第 7 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、申請を受理した日の翌日から 1 ヶ月以内に利用の可否を決定し、その旨を訪問理美容サービス利用決定（却下）通知書により、申請者に通知しなければならない。

(利用券の交付等)

第 8 条 市長は、前条の規定により訪問理美容サービスの利用を認める決定をしたときは、当該利用対象者に第 4 条第 3 項に規定する回数分の利用券を交付するものとする。

2 利用券の有効期間は、その交付を受けた日以降の最初の3月31日までとする。

3 利用対象者は、交付を受けた利用券を譲渡し、又は貸与してはならない。

(返還等)

第9条 市長は、詐欺その他不正行為により利用券の交付を受けた者があるときは、その者に対し当該利用券の全部又は一部を返還させ、若しくはすでに利用券を使用したときは、その者に対し当該利用に係る経費を償還させることができる。

2 利用券の交付を受けた者又はその親族若しくは同居の縁故者でその利用券を所持する者は、本人が利用対象者たる資格を失ったとき、又は死亡したときは、利用券を使用できない。

(報告等)

第10条 第4条第1項の規定に基づき訪問理美容サービスを行った事業者は、実績を別表1に定める申請日の期間ごとにとりまとめ、最終月の翌月10日までに利用券を添えて訪問理美容サービス実績報告書により事業主体に報告しなければならない。

2 事業者は、別表3に定める一時負担金(理美容サービス経費と利用料の差額)について、前項の実績報告書と併せて事業主体に請求することができる。

3 事業主体は、第1項の報告及び前項の請求を受けた場合においては、実績報告書等を審査し、請求の内容と適合すると認めるときは必要な手続きを行い、速やかに事業者に一時負担金を支払うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は主管局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第4条第3項関係

別表1 (利用回数)

申請日	回数
4月1日～6月30日	4
7月1日～9月30日	3
10月1日～12月31日	2
1月1日～3月31日	1

第5条関係

別表2 (利用料)

調髪又はカット	¥2,000-
---------	---------

第 10 条第 2 項関係

別表 3 (一時負担金)

調髪又はカット	¥ 1, 8 0 0 -
---------	--------------